

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、  
**国民健康保険税が減免**となります。

## 【国民健康保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 → **国民健康保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 → **国民健康保険税の一部を減額**

### ※国民健康保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて 10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が 1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が 400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**国民健康保険税の減免額**は、**減免対象保険税額(A×B/C)**に**減免割合(D)**をかけた金額です。

<u>減免対象の保険税額 (A×B/C)</u>	<u>合計所得金額に応じた減免割合 (D)</u>
A:世帯の被保険者全員について算定した 保険税額	300万円以下の場合 : 全部(10分の10) 400万円以下の場合 : 10分の8
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる 収入にかかる前年の所得額	550万円以下の場合 : 10分の6 750万円以下の場合 : 10分の4
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者 全員の前年の合計所得金額	1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、下記まで  
問い合わせください。

○問い合わせ／役場税務課税務係  
(1階⑨番窓口 ☎内線151～153)